

第8期
多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
《令和3～5年度（2021～2023年度）》

概 要 版



令和3年3月

多摩市

多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

平成 12 年 4 月から介護保険制度が開始され、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。高齢化が一層進む上、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが予測されており、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、より地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく必要があります。

◆計画策定の目的

本計画は、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくり」の実現を目指して、本市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営に係る基本理念・基本目標を定め、策定するものです。

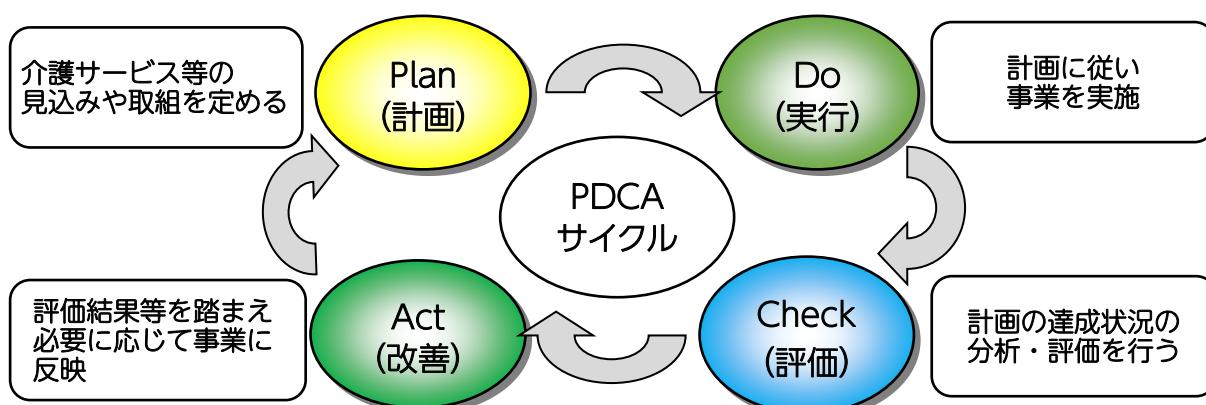
◆計画期間

第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

年度	平成 30 (2018)	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)
介護保険事業計画 ・ 高齢者保健福祉計画			見直し			見直し			見直し
	平成 30～令和 2 年度 (2018～2020 年度) 第 7 期			令和 3～5 年度 (2021～2023 年度) 第 8 期			令和 6～8 年度 (2024～2026 年度) 第 9 期		

◆計画の進行管理

本計画を推進するにあたって、計画実現に向けた進行管理を行います。施策の進行状況については、年度ごとに庁内の関連部署が計画の達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映できるよう、PDCA サイクルを意識しながら取組を進めていきます。



◆計画の位置づけ

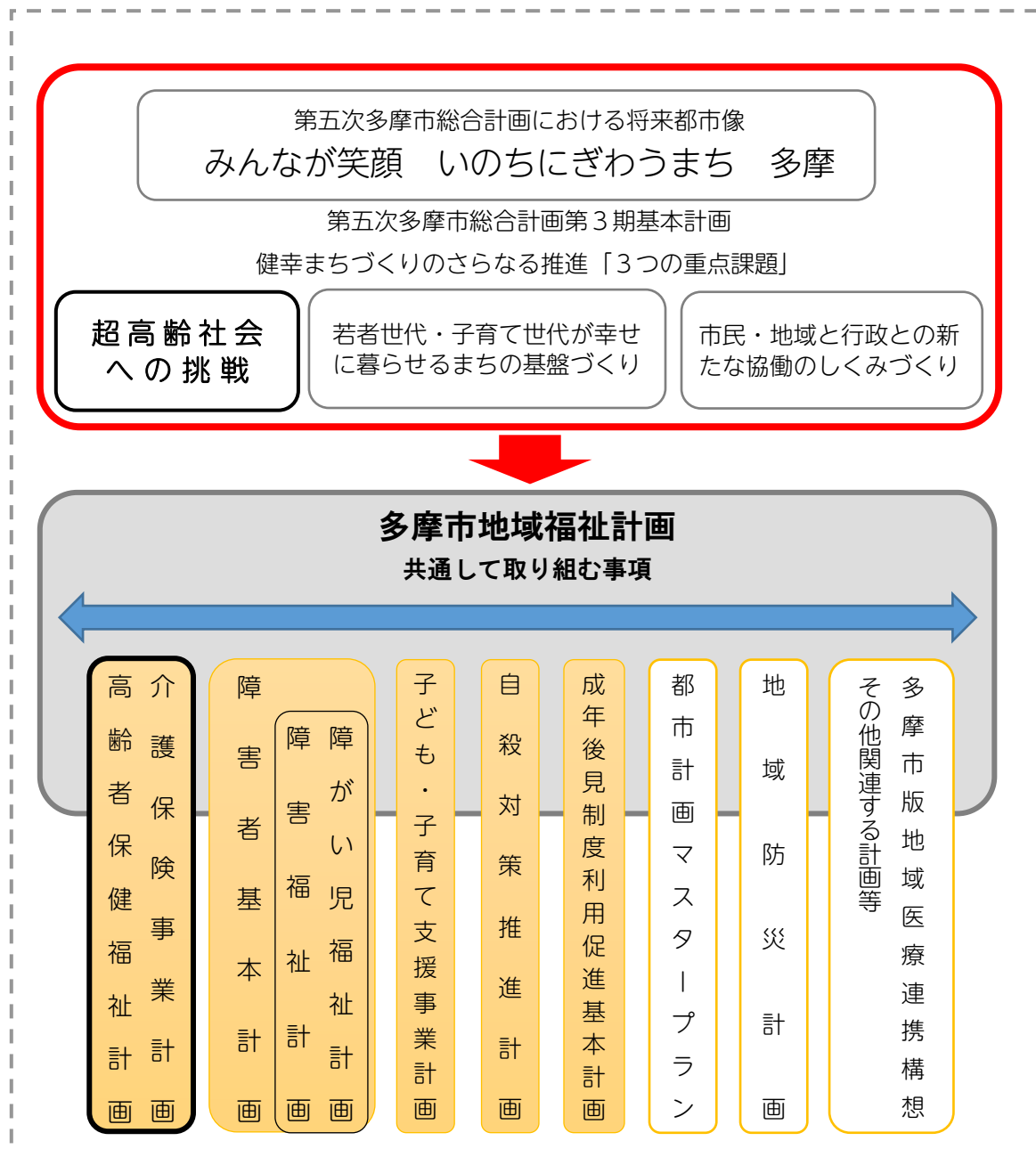
計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を根拠として策定するものです。

各種計画との関係

本計画は、「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」のもと、「多摩市地域福祉計画」の関連計画（個別計画）と位置づけています。

各種計画との関係

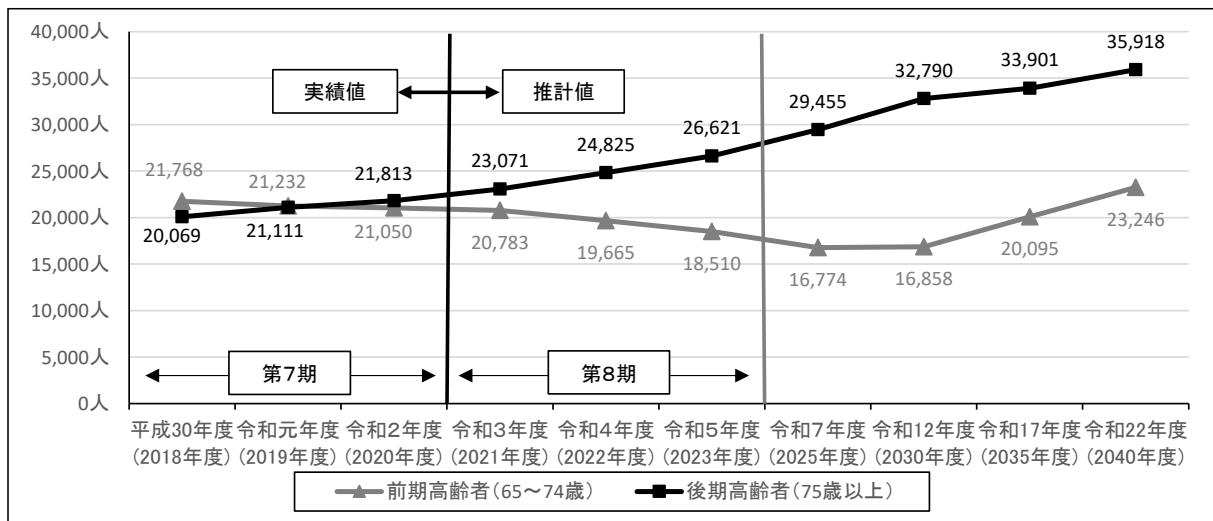


多摩市の高齢者等の状況

◆高齢化の推移

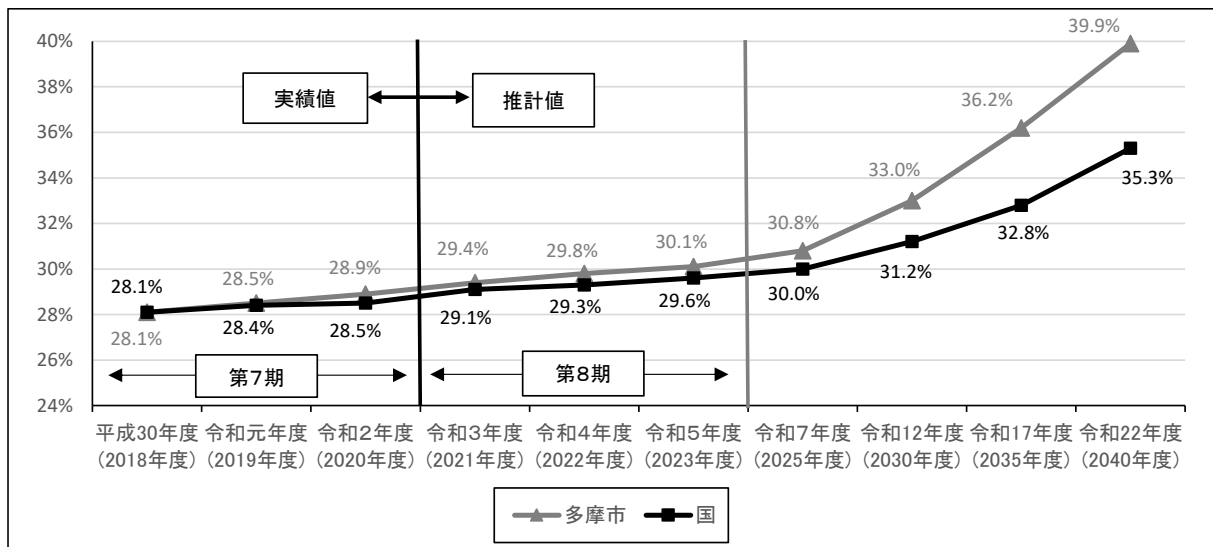
高齢化の進展は、国に比べ早い速度で進行することが見込まれます。令和2年度には後期高齢者が前期高齢者を上回り、令和22年度（2040年度）には後期高齢者が35,918人に達するものと見込まれます。高齢化率を見ると、令和2年度では28.9%、令和22年度（2040年度）には、39.9%に達するものと想定されます。

図表 前期・後期高齢者の推移



※平成30～令和2年度は住民基本台帳、以降は多摩市将来人口推計（例：令和2年度（2020年度）→令和3年1月1日、外国人登録を含む）

図表 高齢化の推移



※国：日本の将来推計人口（平成29年1月推計）、各年度10月1日（出生中位(死亡中位)推計）

※市：平成30～令和2年度は住民基本台帳、以降は多摩市将来人口推計（例：令和2年度（2020年度）→令和3年1月1日、外国人登録を含む）

図表 多摩市の人口推移・推計

		第7期			第8期			(参 考)	
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
総人口	(人)	148,745	148,823	148,479	149,281	149,524	149,754	150,147	148,158
総世帯数	(世帯)	71,851	72,469	73,160	73,545	74,267	74,954	76,117	81,277
一世帯あたり 人数	(人/ 世帯)	2.09	2.05	2.03	2.03	2.01	2.00	1.97	1.82
年少人口	0～14 歳	17,420 (11.7%)	17,258 (11.6%)	16,923 (11.4%)	16,787 (11.2%)	16,507 (11.0%)	16,168 (10.8%)	15,548 (10.4%)	13,951 (9.4%)
生産年齢人口	15～64 歳	89,488 (60.2%)	89,222 (60.0%)	88,693 (59.7%)	88,640 (59.4%)	88,527 (59.2%)	88,455 (59.1%)	88,370 (58.9%)	75,043 (50.7%)
老年人口	前期高齢者 65～74 歳	21,768 (14.6%)	21,232 (14.3%)	21,050 (14.2%)	20,783 (13.9%)	19,665 (13.2%)	18,510 (12.4%)	16,774 (11.2%)	23,246 (15.7%)
	後期高齢者 75 歳以上	20,069 (13.5%)	21,111 (14.2%)	21,813 (14.7%)	23,071 (15.5%)	24,825 (16.6%)	26,621 (17.7%)	29,455 (19.6%)	35,918 (24.2%)
	高齢者人口 65 歳以上 (人)	41,837 (28.1%)	42,343 (28.5%)	42,863 (28.9%)	43,854 (29.4%)	44,490 (29.8%)	45,131 (30.1%)	46,229 (30.8%)	59,164 (39.9%)

※平成 30～令和 2 年度は住民基本台帳、ただし、各年度の数値は翌年の 1 月 1 日人口値(例: 令和 2 年度(2020 年度) → 令和 3 年 1 月 1 日、外国人登録を含む)

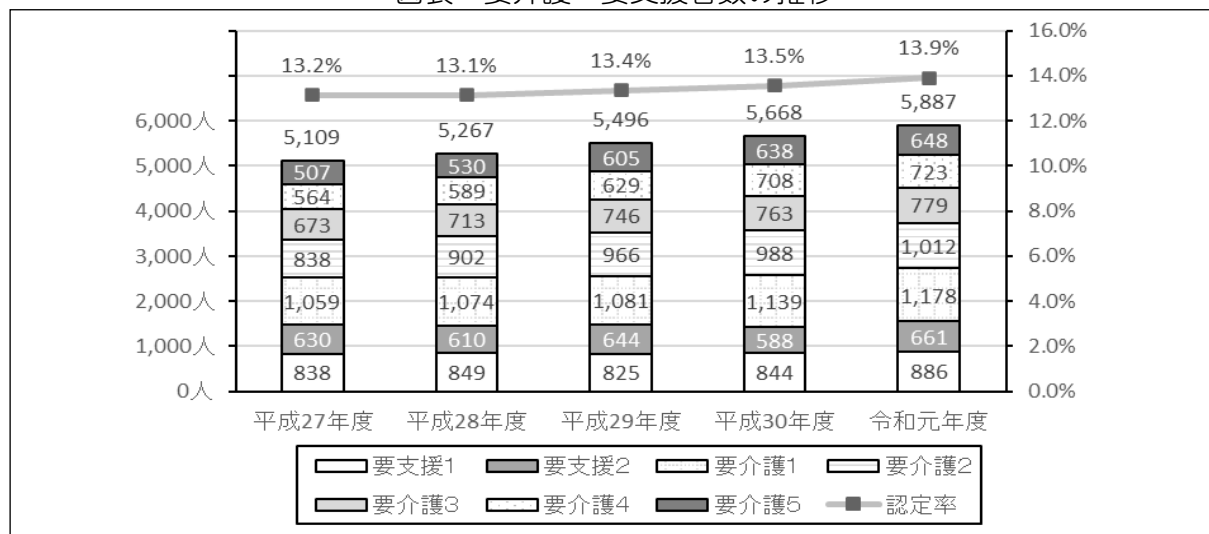
※令和 3 年度以降は多摩市将来人口推計

◆要介護・要支援認定者数の推移

高齢者人口の増加や介護保険制度の浸透に伴い、要介護・要支援認定者数が増加しており、近年は 1 年間で 150～230 人程度増加しています。令和元年度の要介護・要支援認定者数は 5,887 人、認定率(※1)は 13.9%となっています。

※1 認定率とは、65 歳以上人口に対する、要介護・要支援認定者数の割合(第2号被保険者を含む)

図表 要介護・要支援者数の推移



※多摩市調べ 各年度 1 月 1 日

◆日常生活圏域の状況

日常生活圏域とは、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築することを念頭に置いて、中学校区単位等、地域の実情に応じた圏域を定めるものです。

本市では、地域包括支援センターの担当エリアと同様に、5つの日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域別の状況（高齢者人口等）は次のとおりです。

図表 日常生活圏域別の状況

日常生活圏域			西部	東部	多摩センター	中部	北部	合計
人口（人）		(A)	23,866	31,806	35,227	26,941	30,995	148,835
高齢者人数 （人）	65歳以上	(B)	5,989	8,495	9,243	10,603	8,151	42,481
	75歳以上	(C)	3,274	4,291	4,084	5,538	4,213	21,400
高齢化率	(65歳以上)	B/A	25.1%	26.7%	26.2%	39.4%	26.3%	28.5%
	(75歳以上)	C/A	13.7%	13.5%	11.6%	20.6%	13.6%	14.4%
被保険者数地区別第1号		(D)	5,989	8,495	9,243	10,603	8,151	42,481
認定者数	要支援・要介護	(E)F+G	992	1,054	977	1,318	1,157	5,498
	要支援	(F)	258	261	273	370	312	1,474
	要介護	(G)	734	793	704	948	845	4,024
認定率	要支援・要介護	E/D	16.6%	12.4%	10.6%	12.4%	14.2%	12.9%
	要支援	F/D	4.3%	3.1%	3.0%	3.5%	3.8%	3.5%
	要介護	G/D	12.3%	9.3%	7.6%	8.9%	10.4%	9.5%
75歳以上のみ	世帯数	(H)I+J	1,820	2,163	1,946	2,782	2,212	10,923
	ひとり暮らし世帯数	(I)	1,307	1,449	1,232	1,775	1,532	7,295
	複数世帯	(J)	513	714	714	1,007	680	3,628
認知症有病者率		(K)	9.9%	7.7%	5.8%	6.7%	7.4%	7.3%

令和2年4月1日現在

※要介護認定者数(G欄)には、本市の第1号被保険者で市内の介護老人福祉施設入所者を含む。

※被保険者の住所地特例対象者は含まない。

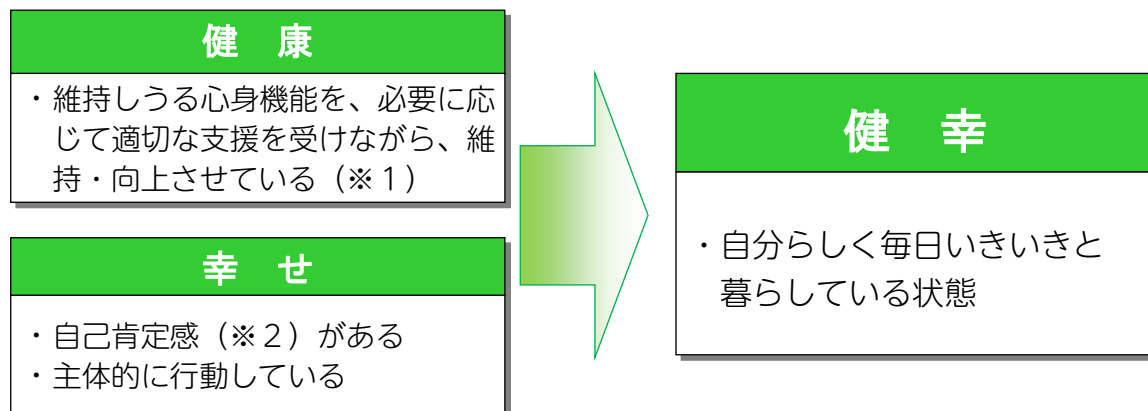
※要支援・要介護認定者数に第2号被保険者は含まない。

けんこう 「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の実現

◆健幸まちづくりのさらなる推進

「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」において、第2期基本計画で「3つの取り組みの方向性」の1つとして位置づけた「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」に向けた取組をさらに展開していくため、計画全体の基盤となる考え方として、「健幸まちづくりのさらなる推進」を掲げました。

健幸とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいきと暮らしている状態のことです。身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちが、健幸都市（スマートウェルネスシティ）です。



※1 加齢、障害、疾病により、心身機能に制限・困難がある場合も、その状況下における健康がある。

※2 「自己肯定感」とは、長所も短所も含めて、自分の価値や存在を肯定できる感情をいう。

◆超高齢社会への挑戦

「超高齢社会への挑戦」を重点課題と掲げ、元気な高齢者がいきいきと活躍できる地域社会をつくっていくとともに、介護予防やフレイル（虚弱）予防をはじめとした健康づくり、安心して暮らし続けられる住まいや身近な居場所づくり、さらには、移動支援など、ソフト・ハード部門にまたがり、健幸を支える環境整備に取り組みます。あわせて、だれもが地域で安心した生活が送れるような生活支援体制づくり、地域の保健・医療・介護体制の充実にも取り組みます。

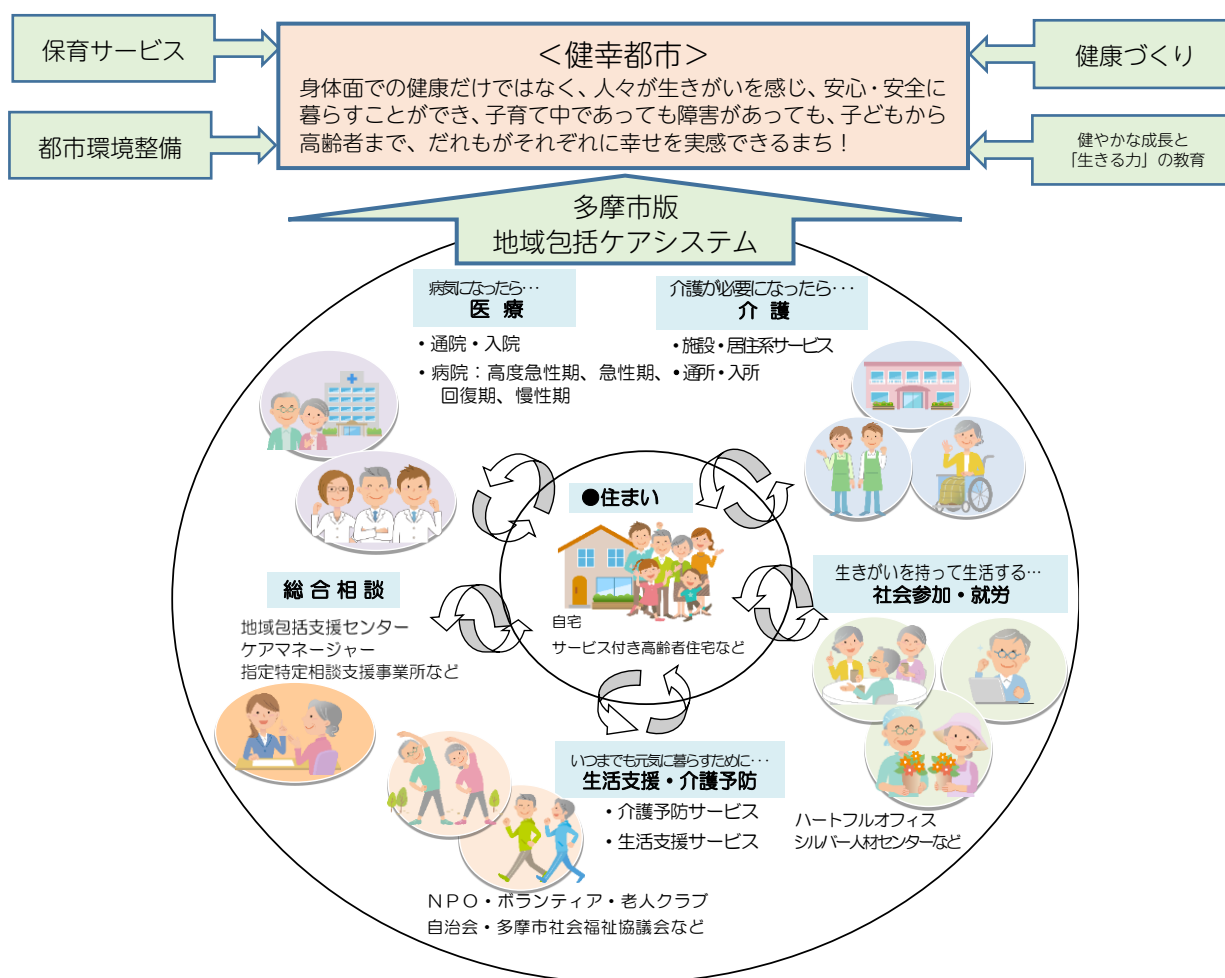
<超高齢社会の課題解決に向けた視点>

- ①だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援
- ②介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実
- ③地域医療・介護体制を支えるしくみづくり
- ④高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実
- ⑤だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実
- ⑥だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

多摩市版地域包括ケアシステムの深化・推進

前計画では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられることを目標とし、高齢者が加齢、疾病に伴う心身機能の低下などの問題に直面した時に適切な支援を行うために、「介護予防」「生活支援」「住まい」「医療」「介護」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を地域の様々な主体が連携し進めてきました。この地域包括ケアシステムでは、支援を効果的に実施するために関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら、支援を切れ目なく一体的に実施しており、第8期計画でも引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を行っていきます。

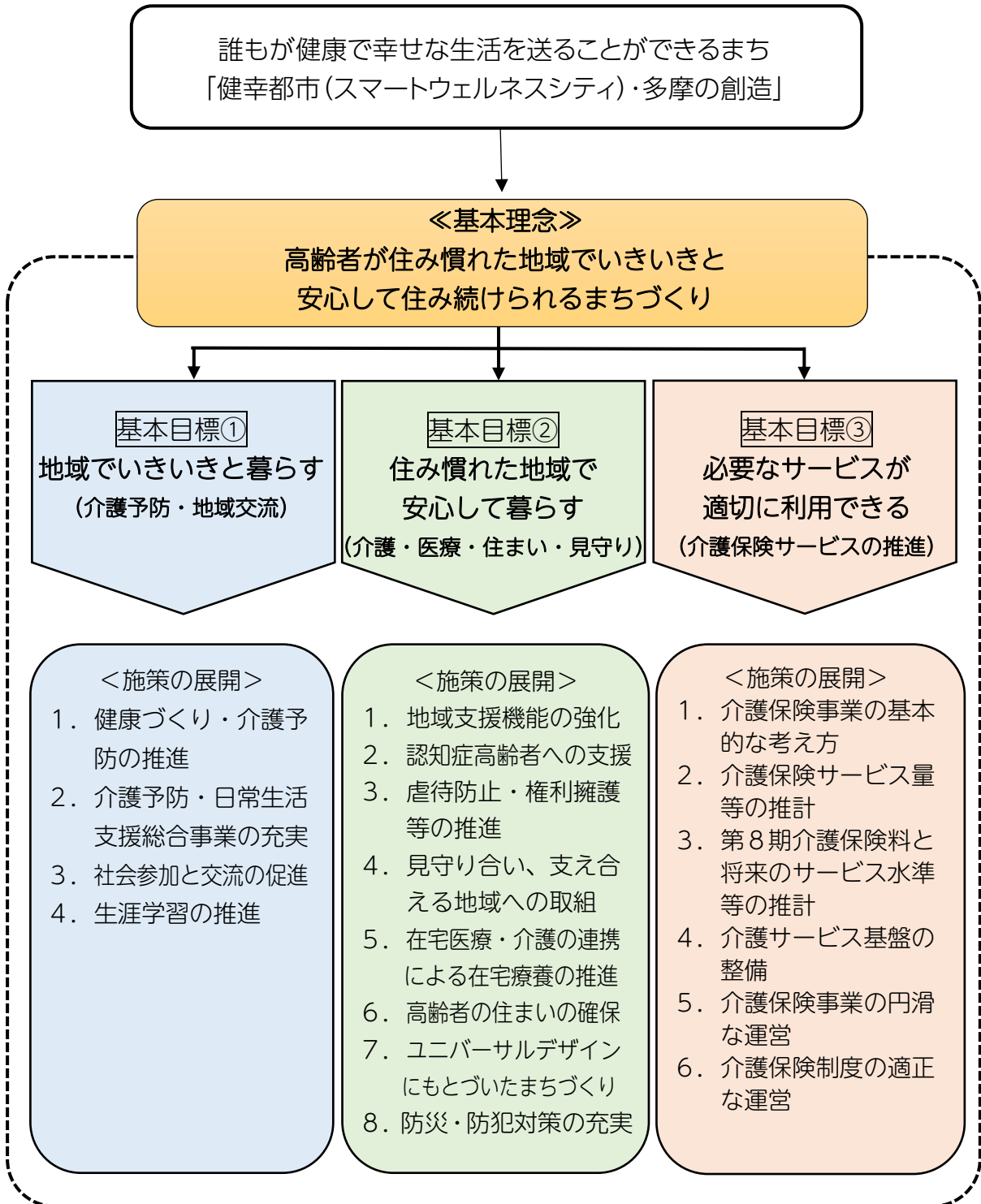
さらに「多摩市版地域包括ケアシステム」の取組は、高齢者支援だけではなく、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、引きこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般も対象とし、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制を構築することで、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指しています。これにより、高齢の親と障がいのある子どもの世帯、介護と子育ての両方を担う世帯などが抱える複数の課題に対して、より有効な支援を提供できるようになります。



※厚生労働省資料をもとに一部改編

基本理念・基本目標

第8期計画では第5期（平成22年度策定）計画より目指してきた、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくり」を基本理念とし、多摩市版地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して、3つの基本目標を新たに設定します。



高齢者施策の推進

基本目標① 地域でいきいきと暮らす（介護予防・地域交流）

令和7年（2025年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、いきいきと暮らしていくことができるように、地域における健康づくりから介護予防までの総合的な取り組みを推進します。

高齢者の知識や経験を生かし、地域で主体的に活動できるように、ボランティア活動や老人クラブ、老人クラブ連合会の活動を支援します。また、シルバー人材センターの就業などを通じて社会参加を促し、高齢者がいきいきと地域で暮らしていけるよう支援します。

1. 健康づくり・介護予防の推進

- | | |
|---|-------------------|
| ★ | (1) 健康づくりの推進 |
| | (2) 介護予防の普及・啓発 |
| ★ | (3) 地域における介護予防の拡充 |
| | (4) 感染症の予防と拡大防止 |

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- | | |
|---|--------------------|
| | (1) 生活支援サービスの充実 |
| ★ | (2) 日常生活を支援する体制の整備 |

3. 社会参加と交流の促進

- | | |
|--|----------------------|
| | (1) 高齢者による主体的な活動の促進 |
| | (2) 高齢者の知識・経験等を生かす取組 |
| | (3) 世代間交流の促進 |
| | (4) 就労による社会参加の促進 |

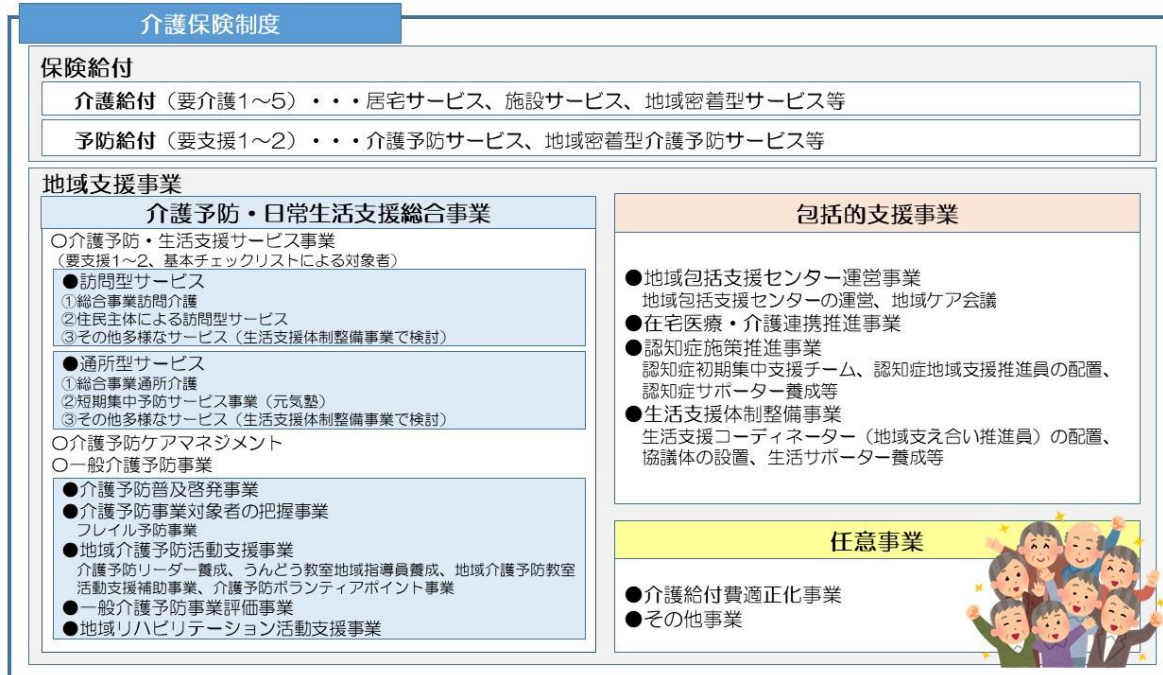
4. 生涯学習の推進

- | | |
|--|------------------------|
| | (1) 生涯学習に関する相談・情報提供の充実 |
| | (2) 施設等における各種講座等の実施 |
| | (3) 自発的な学習活動・市民活動の支援 |

※重点施策に、★をつけています。

◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業体系

要支援等高齢者を対象に、住民等の多様な主体の参画による一般介護予防事業と連携・連動を図り、介護予防・日常生活支援事業をより効果的に実施します。



◆ 介護予防・生活支援サービス

●訪問型サービス

要支援1・2の方や事業対象者の方が対象

	総合事業訪問介護	住民主体による訪問型サービス
提供する人	訪問介護事業所の訪問介護員	多摩市社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO法人等に所属する市の研修を受けた生活サポーター
サービス内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	・掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物等の生活支援 ・日用品の買い物の同行支援
提供時間	サービス計画により異なる	週1回・在宅支援 60分/回 以内 ・買い物の同行支援 90分/回 以内
利用者負担	原則1～3割	・60分以内 1回 302円 ・90分以内 1回 452円
対象にならないサービス	本人以外のためにすることや日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外	

●通所型サービス

要支援1・2の方や事業対象者の方が対象

	総合事業通所介護	短期集中予防サービス事業(元気塾)
提供する事業所	通所介護事業所	多摩市いきいき元気センター(市内3ヶ所)
サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のためのプログラム ※施設により内容は異なる	リハビリテーション専門職による運動機能向上、認知症予防、口腔・栄養機能の向上のプログラムを実施し、身体機能の改善を図ります。
提供時間	サービス計画による	週2回 4ヶ月間(1回2時間程度)
利用者負担	原則1～3割	利用料無料 ※教材費等の実費は自己負担

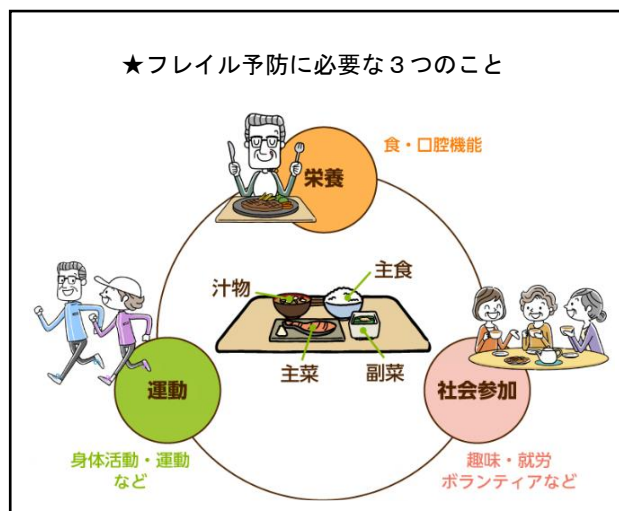
＜施策の展開＞ ★＝重点施策

1. 健康づくり・介護予防の推進

(2) 介護予防の普及・啓発

年を重ね、体力・栄養状態・認知機能・社会とのつながりなどの心身の活力が低下し、生活機能に不具合が現れ、要介護などの危険性が高くなった状態を“フレイル（虚弱）”といいます。

フレイルは予防でき、またフレイルになっても元に戻すことができます。



TAMAフレイル予防プロジェクト(TFPP)

市民・大学・地域包括支援センター等と連携し、介護予防を推進する目的で、“TAMAフレイル予防プロジェクト(TFPP)”を実施しています。簡単な体力測定を行うことで高齢者自身が自分の状態に気づき、行動変容のきっかけづくりにするとともに、元気な高齢者には地域の担い手として活躍できるよう支援します。

(3) 地域における介護予防の拡充(★)

市民が主役となり、元気なうちから介護予防に取り組む地域づくりを推進します。通所型短期集中予防サービス（元気塾）修了後には、継続的に活動できるようにするため、住民主体の通いの場へつなぎます。また高齢者の通いの場へは、地域リハビリテーション専門職を派遣し、体操のアドバイスをするなど地域の中で連携する仕組みをつくっています。

地域介護予防教室

住民主体の介護予防活動を広めるため地域の介護予防リーダーが中心となって、週1回通う“地域介護予防教室”を行っています。

“元気アップ体操”を共通のツールとして15の教室で開催しています。



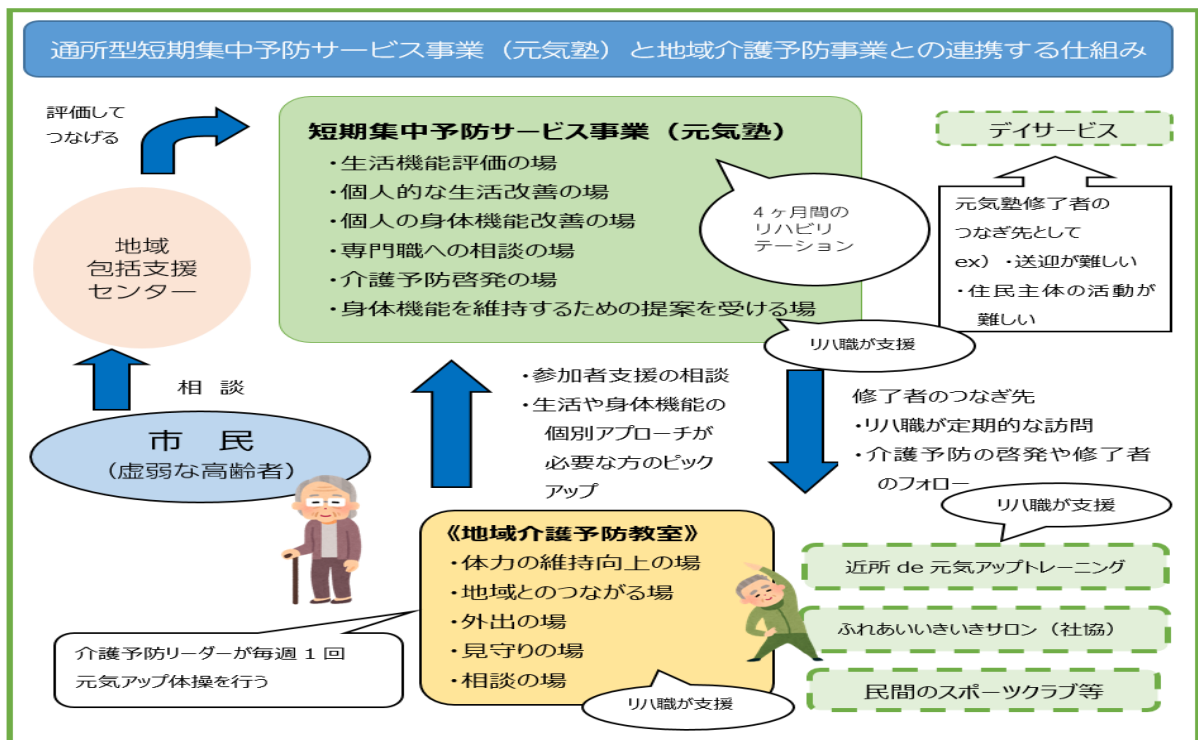
永山いきいき体操

うんどう教室

市内2つの公園（乞田・貝取ふれあい公園、豊ヶ丘南公園）の運動遊具を活用した「うんどう教室」の運営を、地域指導員が主体的に行っていけるよう支援します。



うんどう教室(乞田・貝取ふれあい公園)



2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

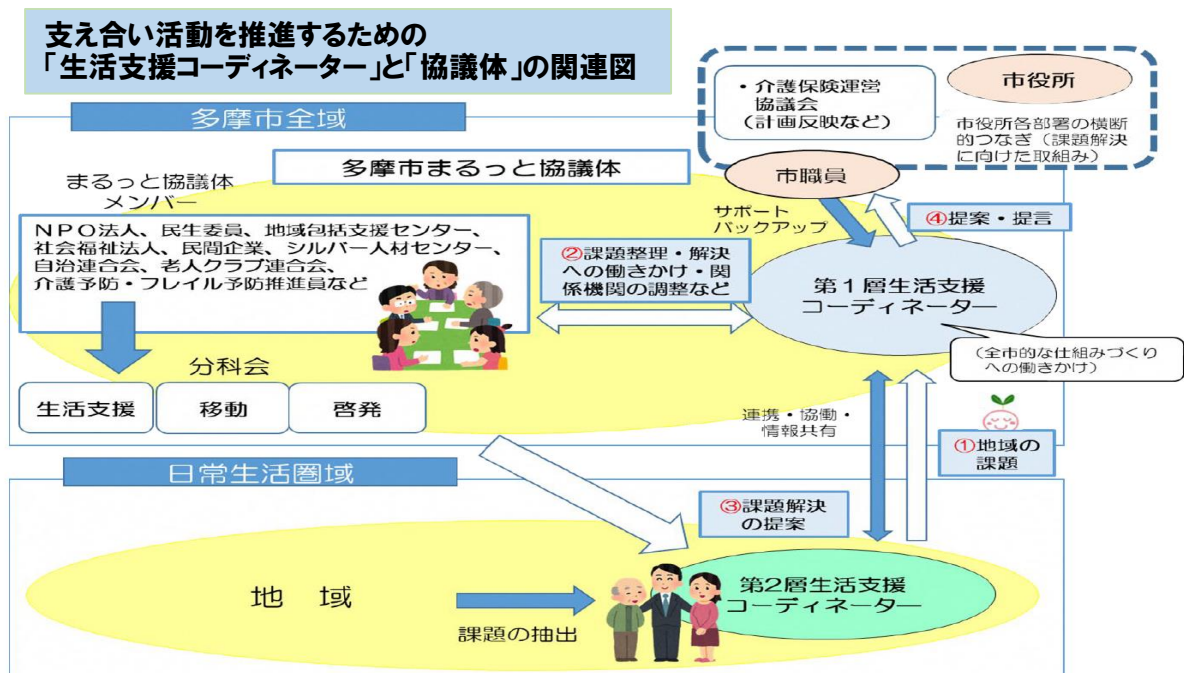
（2）日常生活を支援する体制の整備（★）

支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

介護予防や日常生活支援の体制整備について、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や第1層協議体（まるっと協議体）と連携し取組を進めます。

＊市全域を担当する「第1層生活支援コーディネーター」2名配置

＊日常生活圏域を担当する「第2層生活支援コーディネーター」11名配置



基本目標② 住み慣れた地域で安心して暮らす(介護・医療・住まい・見守り)

高齢者が生活支援や介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、介護・医療・住まい・見守りが一体となった取組を推進します。

1. 地域支援機能の強化	
	(1) 地域包括支援センターの適切な運営
★	(2) 地域ケア会議の活用
	(3) 地域包括支援センターの機能強化
2. 認知症高齢者への支援	
	(1) 普及啓発・本人発信支援
	(2) 認知症の予防
★	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
	(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
3. 虐待防止・権利擁護等の推進	
	(1) 高齢者虐待防止への取組の推進
	(2) 権利擁護事業の推進
4. 見守り合い、支え合える地域への取組	
	(1) 見守り・支え合いの充実
	(2) 介護に取り組む家族等への支援
5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進	
★	(1) 在宅医療・介護連携の推進
	(2) 在宅療養の普及・啓発
6. 高齢者の住まいの確保	
	(1) 住まいの確保の支援
	(2) 情報提供の充実
7. ユニバーサルデザインにもとづいたまちづくり	
	(1) まちのバリアフリー化
	(2) 交通・移動手段の確保
	(3) 交通安全の啓発
8. 防災・防犯対策の充実	
★	(1) 防災対策の充実
	(2) 防犯対策の充実

※重点施策に、★をつけています。

<<施策の展開>> ★=重点施策

1. 地域支援機能の強化

(2) 地域ケア会議の活用 (★)

地域ケア会議は、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進することにより、地域包括ケアシステムを構築していくための重要な方法です。地域包括支援センター及び市が「個別地域ケア会議」や圏域ごとの「地域課題会議」を実施し、高齢者の自立支援・生活の質の向上を目指します。さらに、解決が難しい課題や圏域ごとに解決できない課題は、「地域課題ネットワーク会議」において検討し、必要な資源開発や地域づくりにつなげていきます。

●多摩市の地域ケア会議の種類について

A: 個別地域ケア会議

名称	目的	参集者
本人同意ありの個別地域ケア会議(にこにこミーティング)	地域の支え合い、見守りが必要な方への支援を、本人家族を交え考える会	本人家族、地域の関係者、地域包括支援センター、関係する専門職など
本人同意なしの個別地域ケア会議(らくらくミーティング)	支援の難しい方への対応をさまざまな専門機関と考える会	地域包括支援センター、関係する専門職など
自立支援ケアマネジメント会議(ぐっどらいふミーティング)	さまざまな職種が専門的な視点を持ち寄り、高齢者の自立支援・生活の質の向上を考える会	行政、地域包括支援センター、さまざまな専門職など

B: 圏域レベル 地域課題会議

名称	目的	参集者
地域課題会議(わがまちミーティング)	地域の課題を共有し検討する会	地域住民、地域の関係者、地域包括支援センターなど

C: 市レベル 地域課題ネットワーク会議

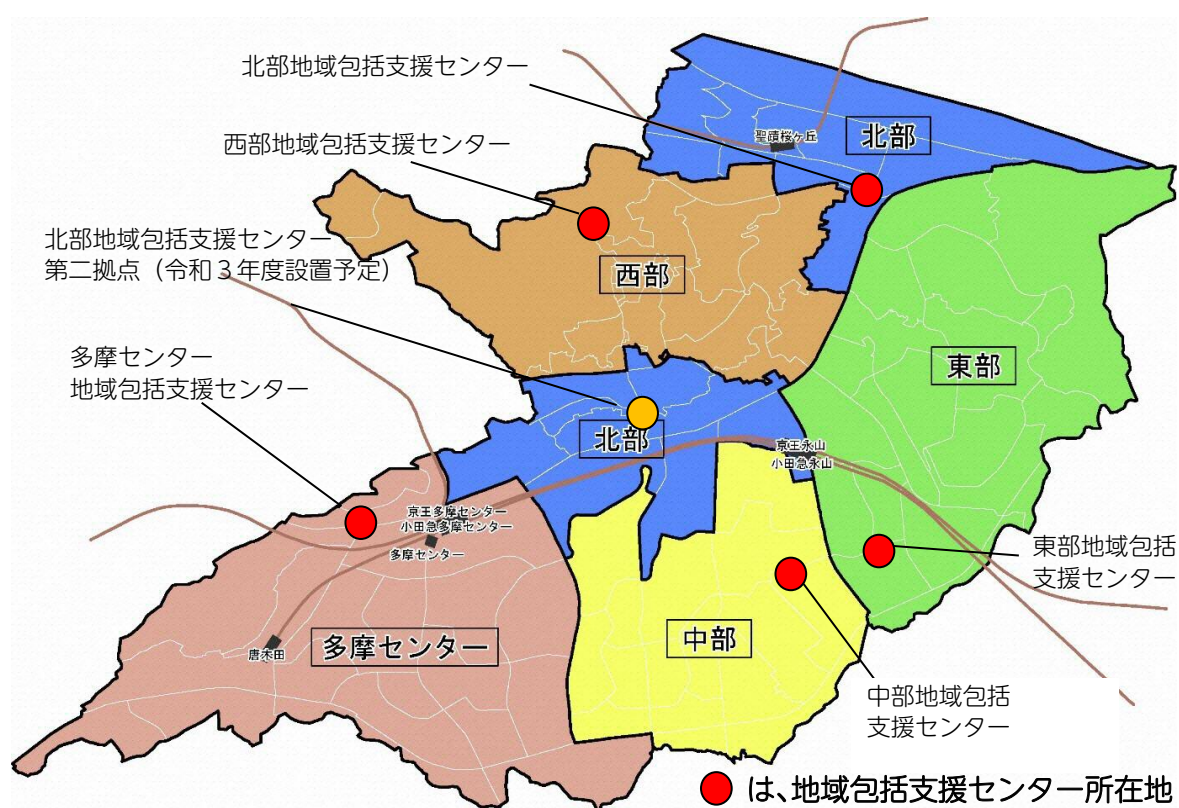
名称	目的	参集者
地域課題ネットワーク会議	圏域ごとの地域課題会議では解決できない課題を検討する会	行政、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業を含む関係者など

(3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターについては、利用者の認知度向上を図り相談者の利便性の向上及び増大するニーズに対応するため業務効率性の向上が必須であり、そのための取組として、高齢者人口の推移や公共施設などの地域の状況を踏まえ、相談者の利便性に配慮した場所への移転や必要に応じた第二拠点の設置等を検討していきます。

地域包括支援センター	居住地域
西部	落川・百草・桜ヶ丘・関戸6丁目・和田（3丁目を除く）・東寺方（3丁目を除く）・貝取（地番）
東部	連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪
多摩センター	落合・鶴牧・唐木田・中沢・山王下・南野2～3丁目
中部	永山2～7丁目・貝取2～5丁目・豊ヶ丘2～6丁目・南野1丁目
北部	一ノ宮・和田3丁目・東寺方3丁目・関戸1～5丁目・愛宕・乞田・貝取1丁目・豊ヶ丘1丁目・永山1丁目

地域包括支援センターの所在地（設置予定含む）



(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (★)

対象者

セルフチェックを行う

チェックリストの結果が20点以上

実施医療機関

もの忘れ相談の実施

無料

認知機能の低下の疑いあり

認知機能の低下の疑いなし

紹介

専門医療機関

保険診療

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

チームオレンジ

認知症の方
困りごとの相談等

コーディネーター

家族

サポーター

キッズサポーター

コンビニ

かかりつけ医

社会福祉協議会

薬局

美容院

スーパー

金融機関

商店街

認知症カフェ

地域包括支援センター

ニーズのマッチング

16

5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進

(1) 在宅医療・介護連携の推進（★）

地域包括ケアシステムの構築を目指す取組の一環として、医療と介護を一体的に提供できる体制づくりが重要となっています。

本市では令和2年3月に多摩市版地域医療連携構想を策定し、在宅医療や看取りを支える医療連携、入院（転院）・退院時の医療連携等について課題と解決の方向性を取りまとめました。

医療介護関係者で構成される「多摩市在宅医療・介護連携推進協議会」での検討を中心とし、医療・介護に関する相談に対応する「多摩市高齢者在宅療養支援窓口」の取組のほか、在宅療養に関わる専門職向け研修会を実施していきます。



在宅療養に関わる専門職向け研修会の様子

8. 防災・防犯対策の充実

高齢者をはじめ、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指し、安全で安心な暮らしを支えるため、災害に対する安全対策の強化、犯罪被害の未然防止等、各種防犯施策の推進に取り組みます。

(1) 防災対策の充実（★）

災害時に、適切かつ迅速な行動がとれない可能性のある高齢者を守るために、自主防災組織及び防災関係機関等と協力・連携して、避難・救護体制の充実に努めます。

基本目標③ 必要なサービスが適切に利用できる(介護保険サービスの推進)

「高齢者の尊厳と自立」を支援する介護保険制度の基本的理念を考え方の基本に置き、市民や介護保険事業者等の関係者との相互理解と協力をしながら、介護を社会全体で支えていく介護保険事業を実施しています。

1. 介護保険事業の基本的な考え方

★ (1) 介護保険サービス

2. 介護保険サービス量等の推計

(1) 要介護・要支援認定者数の推計

(2) 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

3. 第8期介護保険料と将来のサービス水準等の推計

(1) 介護保険料の設定

4. 介護サービス基盤の整備

(1) 介護保険施設等の整備

★ (2) 宿泊を伴う地域密着型サービスの整備

5. 介護保険事業の円滑な運営

★ (1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

(2) 介護保険サービス利用の促進

★ (3) 介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保等

(4) 介護保険事業所の災害・感染症への対応

6. 介護保険制度の適正な運営

★ (1) 介護給付適正化の推進

(2) 介護保険料の収納率の向上

※重点施策に、★をつけています。

＜施策の展開＞ ★＝重点施策

1. 介護保険事業の基本的な考え方

(1) 介護保険サービス (★)

介護保険制度では、全国一律の保険給付以外に市町村特別給付を実施することができます。階段昇降が困難なために自立に向けた通所系介護サービスの利用が制限されることのないよう、市町村特別給付として階段昇降を介助する「移送支援サービス」を実施します。

4. 介護サービス基盤の整備

(2) 宿泊を伴う地域密着型サービスの整備 (★)

地域密着型サービスについては、それぞれの日常生活圏域の中で、必要なサービスが提供されることが望ましいのですが、多摩市の特性として、多摩ニュータウン地域の一部など新たな事業所を整備することが難しい地域があります。そのため、地域密着型サービスの整備については、日常生活圏域を指定せず、多摩市全域の中で必要なサービス量の計画的な確保を推進します。

また、第8期計画上で整備を予定していない地域密着型サービスの整備については、多摩市のサービス利用の状況や介護基盤の整備状況、計画の内容等から総合的に整備の必要性を判断し、随時、整備を行います。

なお、介護サービス事業所の近くに同種の介護サービス事業所を整備することは、双方の事業所にとって良い環境とは言えない可能性があることから、地域密着型サービス事業所の整備については、地域の実状に応じて進めていきます。

5. 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関 (★)

本市の介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会の委員には、公募市民も加わり、各協議会における議論を通して市民と行政の協働による円滑な事業運営を目指しています。

(3) 介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保等 (★)

市民に質の高い介護保険サービスを提供することを目的に、介護保険サービス提供事業者が加入する「多摩市介護保険事業者連絡協議会」と連携・協働し、介護保険を担う人材の確保と資質の向上の支援や、業務の効率化を図ることで利用者の視点に立った介護保険サービスの質の向上に取り組むほか、相談・苦情等への対応を行うことを通じて、介護保険サービスの改善につなげることを目指します。

6. 介護保険制度の適正な運営

(1) 介護給付適正化の推進 (★)

介護保険制度の運営にあたっては、利用者の介護保険サービス利用の前提となる要介護認定や、介護給付が適正であることが求められます。これらは介護保険制度の要であり、制度に対する市民の信頼確保のため、更なる取組を推進します。

主な介護サービスの利用量の見込み

● 居宅サービス

(単位：回・人／月)

サービス種別	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
訪問介護	988	1,047	1,113	1,209	1,938
通所介護 (デイサービス)	1,007	1,100	1,177	1,310	2,095
短期入所生活介護 (ショートステイ)	208	229	252	270	430

● 地域密着型サービス

(単位：人／月)

サービス種別	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	16	21	25	25	26
認知症対応型通所介護	71	79	84	89	143
小規模多機能型居住介護	101	113	126	126	159
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	117	135	144	144	220
地域密着型通所介護	388	441	488	533	706

● 施設サービス

(単位：人／月)

サービス種別	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
介護老人福祉施設	515	522	538	688	1,092
介護老人保健施設	258	258	258	325	520
介護医療院	10	10	10	75	120
介護療養型医療施設	53	55	57	—	—

介護保険料の設定

◆所得段階別第1号被保険者の保険料

本市における第1号被保険者の保険料基準額は年額62,400円（月額5,200円）と見込まれます。なお、1人あたりの保険料（年額）は、所得状況に応じて17段階の区分を設け、基準額を中心に0.45～3.75倍までの金額で設定することで、低所得者に対する負担軽減を図っています。

また、非課税世帯（第1～3段階）については、公費による負担軽減を図り、以下の表の保険料率、1人あたりの保険料内の（ ）の数値は、負担軽減後の割合、金額を示しています。
（単位：円）

段 階	保険料率	対象者	1人あたりの保険料		
			現年額	新年額	増加額
第1段階	基準額 ×0.45 (0.25)	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	25,900 (14,400)	28,000 (15,600)	2,100 (1,200)
第2段階	基準額 ×0.60 (0.35)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	34,600 (20,100)	37,400 (21,800)	2,800 (1,700)
第3段階	基準額 ×0.74 (0.69)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	43,200 (40,300)	46,100 (43,000)	2,900 (2,700)
第4段階	基準額 ×0.85	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	49,000	53,000	4,000
第5段階 (基準額)	基準額 ×1.00	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	57,700	62,400	4,700
第6段階	基準額 ×1.12	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	64,600	69,800	5,200
第7段階	基準額 ×1.28	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	73,800	79,800	6,000
第8段階	基準額 ×1.40	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	80,200	87,300	7,100
第9段階	基準額 ×1.65	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	89,100	102,900	13,800
第10段階	基準額 ×1.95	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	97,800	121,600	23,800
第11段階	基準額 ×2.25	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満	97,800	140,400	42,600
第12段階	基準額 ×2.50	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	109,900	156,000	46,100
第13段階	基準額 ×2.75	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	109,900	171,600	61,700
第14段階	基準額 ×3.00	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	118,200	187,200	69,000
第15段階	基準額 ×3.25	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	118,200	202,800	84,600
第16段階	基準額 ×3.50	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	126,900	218,400	91,500
第17段階	基準額 ×3.75	本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上	135,500	234,000	98,500

◆第8期計画の体系図

基本目標① 地域でいきいきと暮らす (介護予防・地域交流)	1.健康づくり・介護予防の推進	★ (1)健康づくりの推進 (2)介護予防の普及・啓発 ★ (3)地域における介護予防の拡充 (4)感染症の予防と拡大防止
	2.介護予防・日常生活支援総合事業の充実	(1)生活支援サービスの充実 ★ (2)日常生活を支援する体制の整備
	3.社会参加と交流の促進	(1)高齢者による主体的な活動の促進 (2)高齢者の知識・経験等を生かす取組 (3)世代間交流の促進 (4)就労による社会参加の促進
	4.生涯学習の推進	(1)生涯学習に関する相談・情報提供の充実 (2)施設等における各種講座等の実施 (3)自発的な学習活動・市民活動の支援
基本目標② 住み慣れた地域で安心して暮らす (介護・医療・住まい・見守り)	1.地域支援機能の強化	(1)地域包括支援センターの適切な運営 ★ (2)地域ケア会議の活用 (3)地域包括支援センターの機能強化
	2.認知症高齢者への支援	(1)普及啓発・本人発信支援 (2)認知症の予防 ★ (3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
	3.虐待防止・権利擁護等の推進	(1)高齢者虐待防止への取組の推進 (2)権利擁護事業の推進
	4.見守り合い、支え合える地域への取組	(1)見守り・支え合いの充実 (2)介護に取り組む家族等への支援
	5.在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進	★ (1)在宅医療・介護連携の推進 (2)在宅療養の普及・啓発
	6.高齢者の住まいの確保	(1)住まいの確保の支援 (2)情報提供の充実
	7.ユニバーサルデザインにもとづいたまちづくり	(1)まちのバリアフリー化 (2)交通・移動手段の確保 (3)交通安全の啓発
	8.防災・防犯対策の充実	★ (1)防災対策の充実 (2)防犯対策の充実
基本目標③ 必要なサービスが適切に利用できる (介護保険サービスの推進)	1.介護保険事業の基本的な考え方	★ (1)介護保険サービス
	2.介護保険サービス量等の推計	(1)要介護・要支援認定者数の推計 (2)介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み
	3.第8期介護保険料と将来のサービス水準等の推計	(1)介護保険料の設定
	4.介護サービス基盤の整備	(1)介護保険施設等の整備 ★ (2)宿泊を伴う地域密着型サービスの整備
	5.介護保険事業の円滑な運営	★ (1)介護保険事業の円滑な運営のための機関 (2)介護保険サービス利用の促進 ★ (3)介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保等 (4)介護保険事業所の災害・感染症への対応
	6.介護保険制度の適正な運営	★ (1)介護給付適正化の推進 (2)介護保険料の収納率の向上

※重点施策に★をつけています。

第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
《令和3～5年度(2021～2023年度)》概要版



発行年月：令和3年3月

発行：多摩市

編集：多摩市健康福祉部高齢支援課

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1

電話 042-338-6923

FAX 042-371-1200

